

# 令和6年度大分県放課後児童支援員認定資格研修開催要綱

## 1. 研修の目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、放課後児童施設に従事する放課後児童支援員として、その業務を遂行する上で、必要となる最低限度の知識や技能を習得し、その知識や技能を実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的としています。

## 2. 主催及び委託先

主 催：大分県

委託先：一般社団法人ペンギンケア協会

## 3. 研修の受講対象者

第1組・第2組 定員 各100名

基準第10条第3項に定める次のいずれかに該当する方で、放課後児童支援員として放課後児童施設等に従事しようとする方を受講対象としています。

- ①保育士の資格を有する方
- ②社会福祉士の資格を有する方
- ③学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した方であって、二年以上児童福祉事業に従事した方
- ④教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する方
- ⑤学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方
- ⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた方
- ⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方
- ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方
- ⑨高等学校卒業生等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した方であって、市町村長が適当と認めた方
- ⑩五年以上放課後児童健全育成事業に従事した方であって、市町村長が適当と認めた方

#### 4. 開催会場及び日程

##### ①第1組

開催日	時 間
令和6年10月 2日(水) 令和6年10月 3日(木) 令和6年10月15日(火) 令和6年10月16日(水)	受付： 9時00分～ 9時30分 研修： 9時30分～16時50分
会場 アイネス(大分県消費生活・男女共同参画プラザ)大会議室 〒870-0037 大分県大分市東春日町1-1	

##### ②第2組

開催日	時 間
令和7年 2月 5日(水) 令和7年 2月 6日(木) 令和7年 2月13日(木) 令和7年 2月14日(金)	受付： 9時00分～ 9時30分 研修： 9時30分～16時50分
会場 J:COM ホルトホール大分 大会議室 〒870-0839 大分県大分市金池南1丁目5-1	

※当研修においては、受講者の駐車場は、用意しておりませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

#### 5. プログラム及び担当講師

現在調整中につき、別途、県庁ホームページ等でご案内します。

#### 6. 感染症拡散防止対策の概要

- ①会場の入退室時は、手指消毒を徹底してください。
- ②マスク着用は、ご自身でご判断ください。

③体調がすぐれない方は、受講をお控えください。

## 7. テキスト代 1,650円（実費）

講義の際に、テキスト『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材～認定資格研修のポイントと講義概要 第3版（1,210円）』（中央法規出版株式会社）と『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書（440円）』（厚生労働省）が必要となりますので、**必ずご購入ください。**

**※会場では、販売しておりませんのでご注意ください。**

『放課後児童支援員都道府県認定資格教材』については、令和6年3月に第3版が出版されましたので、別紙テキスト購入案内もしくは、書店等でお買い求めください。

『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』については、書店等でお買い求めください。

## 8. 受講申し込み

別紙第1号様式(受講申込書)に必要事項を記載の上、各市町村の窓口もしくは、運営事務局にお申込みください。

### ① 申込締切日

【各市町村窓口】令和6年8月23日（金）17時00分まで

【運営事務局】令和6年8月30日（金）17時00分まで

②年度、組をまたいでの受講は原則できません。

③以下の表のとおり、保持する資格による科目の受講免除を行います。放課後児童クラブ関連で講義を行いますので、免除対象者も可能な限り全ての科目を受講してください。

科目	免除対象資格
④子どもの発達理解	保育士・教諭
⑤児童期(6歳～12歳)の生活と発達	
⑥障がいのある子どもの理解	保育士・社会福祉士
⑦特に配慮を必要とする子どもの理解	
①～⑯のうち既修了科目	一部科目修了者

※いずれも基準第10条第3項に規定する資格

④該当科目の免除を希望する方は、**申込み時点での申請が必要**です。受講決定後及び受講中の申し出は受付できません。なお、該当科目の免除を申請した方が、免除科目の受講を希望する場合は、受講することができます。

⑤補講は行いません。

⑥研修申込書等に記載された情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用、情報提供のために使用します。

## 10. 受講者の決定及び通知について

受講決定された方には、研修の事前に市町村経由で「参加証（受講決定通知）」を送りますので、当日ご持参ください。なお、受講に際し、受講者本人であることの確認を行いますので、運転免許証か健康保険証などのお名前と生年月日がわかるものをあらかじめご用意ください。

## 11. 研修の修了及び修了証について

- ①全ての研修科目（ただし、科目の一部免除がある者は免除科目を除いた全ての科目）を履修し、振り返りシートによる履修状況の評価を行った上で「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します。
- ②一部の研修科目を履修した方に対しては、本人からの申請に基づき「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。この一部科目修了証の有効期限は交付の日から「概ね一年以内」とされています。なお、「一部の研修科目を履修した者」とは、病気等社会通念上常識的かつ客観的な範囲内でやむを得ない理由で一部の研修科目しか履修できなかった方とします。

## 12. 問い合わせ先（運営事務局）

一般社団法人ペンギンケア協会 担当：増田 紗也  
大分市大手町三丁目2番1号 アネックス大手町101号  
T E L 097-578-7612（さくらいろ保育園内）  
M a i l saya@penguincare.jp